新たな事業環境に即応した経営展開サポート事業（飲食事業者向け経営基盤強化支援

専門家派遣・事前確認書

（受動喫煙防止対策支援コース））専門家派遣事前確認事項

|  |  |
| --- | --- |
| 確認事項 | ご回答 |
| 自己又は自社の代表者、役員、使用人その他の従業員若しくは構成員が、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第２条第２号から第４号までのいずれにも該当しない。 | はい | いいえ |
| 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業、同条第13項に定める接客業務受託営業及びこれらに類する事業を営む施設でない。 | はい | いいえ |
| 東京都受動喫煙防止条例（平成30年東京都条例第75号）第２条第１項第７号に定める喫煙目的施設でない。 | はい | いいえ |
| 事業税その他租税の未申告又は滞納がある者でない。 | はい | いいえ |
| 営業に関して必要な許認可等を取得している。 | はい | いいえ |
| 東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払が滞っていない。 | はい | いいえ |
| 申請日までの過去５年間に、公社・国・都道府県・区市町村等が実施する助成事業等に関して、不正等の事故を起こした者でない。 | はい | いいえ |
| 過去に公社から助成金の交付を受けている場合、申請日までの過去５年間に「企業化状況報告書」や「実施結果状況報告書」等を所定の期日までに提出している。 | はい又は非該当 | いいえ |
| 民事再生法（平成11年法律第225号）、会社更生法（平成14年法律第154号）、破産法（平成16年法律第75号）に基づく申立・手続中（再生計画等認可後は除く。）又は、私的整理手続中など事業の継続性について不確実な状況が存在している者でない。 | はい | いいえ |
| 会社法（平成17年法律第86号）第472条の規定により休眠会社として解散したものとみなされている者でない。 | はい | いいえ |
| 連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、霊感商法など公的資金の助成先として適切でない業態を営む者でない。 | はい | いいえ |
| 申請に必要な書類を全て提出できる。 | はい | いいえ |

以上の内容について、事実と相違ありません。

　　

　　　　　　　　　　住所（本店所在地）

　　　　　　　　名称（商号等）

　　　　　　　　　　代表者　職・氏名